



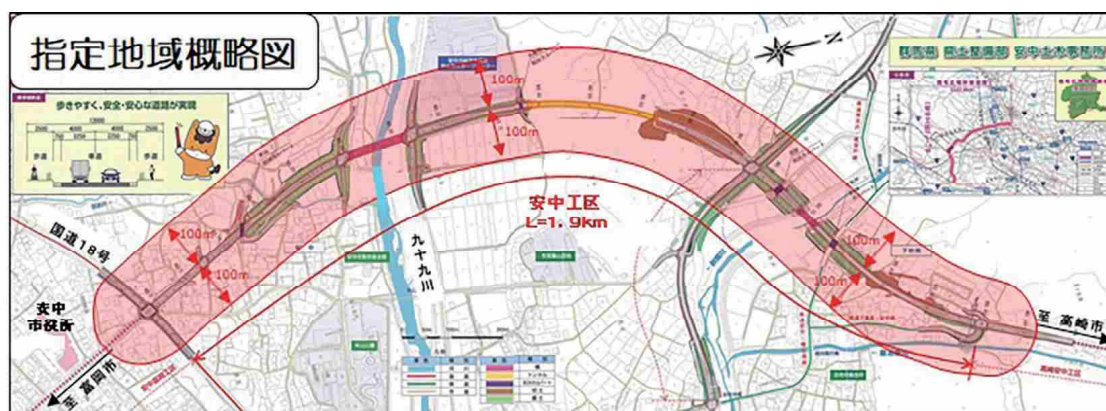
西毛広域幹線道路が景観誘導地域に指定されました

群馬県 都市計画課

■ 景観誘導地域について

群馬県では、観光ルート等における良好な景観形成を図り、観光県ぐんまの魅力を高めることを目的に、平成29年度に群馬県屋外広告物条例の一部を改正し、「景観誘導地域」制度を設けました。「景観誘導地域」に指定された地域では、地域の景観特性に応じた屋外広告物の規制を行うことが可能となります。現在は、今回指定された西毛広域幹線道路景観誘導地域(安中市安中から安中市下秋間の他に、上信自動車道景観誘導地域、甘楽町景観誘導地域が指定されています。

西毛広域幹線道路は、世界遺産旧官宮富岡製糸場など西毛の観光地と県中央部を結ぶ幹線道となっており、県条例の適用区間を景観誘導地域に指定することにより、良好な景観の保全を図ります。指定に伴い、群馬県屋外広告物条例施行規則を令和3年1月29日に改正し、令和3年4月1日から施行します。また、今回指定する区間以外の県条例適用区間についても、開通するまでに順次指定を進める予定となっています。



■ 規制の概要

今回指定された地域は、西毛広域幹線道路のうち、今年度開通が予定されている安中市安中から安中市下秋間の区間で、本線から100mの地域です。

指定地域では、既に沿道に市街地や集落などが形成されている地区が含まれているほか、アクセス性の向上などにより、今後、都市的土地利用も検討される可能性があるため、沿道のにぎわいの創出と、生活空間として落ち着いて雰囲気確保を両立させた地域を目指します。

屋外広告物は原則設置不可ですが、特例基準に則った自家広告物や非自家広告物のうち案内誘導広告物の表示は可能となります。自家広告物については、屋上広告物の設置を制限し、他の広告物も高さや表示面積を抑制することで、風景との調和を図り、秩序ある街並みを演出します。また同時に、色数や電光掲示板の設置を制限することで、色彩から受ける視覚情報の煩雑さを防止します。



橋梁からの眺望(九十九川の桜並木)



丘陵のスカイライン